

# 国際商取引における信用状決済

—— フォーティス事件のディスクレパンシー ——

榎 本 啓 一 郎

## 目 次

1. はじめに
2. フォーティス事件
3. 宛先を記載すべき書類
4. 商業送り状の宛先に関する規則
5. 商業送り状作成の常識
6. 意図と指示の食い違い
7. 曖昧な指示のリスク負担
8. 原因取引の実態
9. むすび

## 1. はじめに

信用状に記載された書類【documents】<sup>1)</sup>に関わる指示内容が曖昧で、それに適用される規則も曖昧である場合、書類の作成者はディスクレパンシーから逃れられない罠に陥り、いわゆる厳格一致の原則【the doctrine of strict compliance】を貫くことが困難となり得る。本論は、2009年9月に判断が下った英国での簡略裁判【summary judgment】「フォーティス銀行他一社対インド海外銀行」<sup>2)</sup>（以下「フォーティス事件」と言う）で争点となった曖昧

---

1) 英文表現【documents】は複数形であることから、イタリック体の書類は複数形であることに留意。本論では3節で後述するように、単数形【document】は「書類（単数）」と表現する。

2) *Fortis Bank SA/NV and Another v. Indian Overseas Bank* [2009] EWHC 2303 (Comm)

な指示を例に引き、このメカニズムを明らかにし、関連した諸問題をさまざまな観点から考察するものである。

ここで問題とする曖昧な規則とは、国際商業会議所<sup>3)</sup>(以下「ICC」と言う)が定める『ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例』<sup>4)</sup>(以下「UCP」と言う)に含まれる商業送り状に関するものである。UCPの2007年改訂版(以下「UCP600」<sup>5)</sup>と言う)に即して言う、第18条a項(ii)<sup>6)</sup>であり、これを曖昧にしているのは「～発行依頼人の名称に宛てて作成する」【～be made out in the name of the applicant】とする文節である。なぜなら、実務的にどのように商業送り状を作成すれば「～発行依頼人の名称に宛てて」【～in the name of the applicant】の条件が満足されるのか、明示していないからである。UCP600を補足するために作成された『荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際銀行実務』<sup>7)</sup>(以下「ISBP」と言う)の2007年版(以下「ISBP681」と言う)に斯かる説明は施されていない。『Collected Docdex Decisions 2004-2008』(略称Docdex)<sup>8)</sup>および『Commentary on UCP600』<sup>9)</sup>からもこの手掛かりを得ることはできない。

フォーティス事件は、受益者と確認銀行とが、呈示された書類に対する支払ならびに補償を拒絶した発行銀行を相手取って起こした訴訟である。裁判の結果、発行銀行の債務不履行は不当である、との判断が下された。その理由は、書類の宛先に関する信用状の指示内容が曖昧であったことにある。しかし、これに適用されたUCPの規則の曖昧さは議論の対象と

---

3) International Chamber of Commerce

4) 『ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits』

5) 「UCP600」は「信用状統一規則に関わる ICC 出版物番号 600 番」の意味。

6) 4 節参照。

7) 『International Standard Banking Practice for the Examination of Documents under Documentary Credits』。UCP600の発効に伴い、2007年に発行された改訂版が「ISBP681」であり、本論ではこれを参考にする。

8) UCP500に関わる判例選集、ICC 出版物番号 696、2008 年

9) UCP500とUCP600との比較論評集、ICC 出版物番号 680

ならなかった。それは、宛先をどのように記載すべきか、と言う書類作成に関わる実務的な常識に疑問が抱かれなかったためであると考えられる。

以下、フォーティス事件の概略を述べた後、書類作成の原点に立ち返り、常識と考えられている認識が培われてきた背景、ならびに作成された書類が曖昧な規則と曖昧な指示のために陥るディスクレパンシーの罠について論じる。更に、指示内容の曖昧さの責任に関する ISBP 規則の運用上の問題点をいくつか挙げ、最後に、フォーティス事件の原因取引に何が起こったのかを推論し、なぜ発行銀行が債務の履行を拒否したのか、その真の理由を探る。参照する UCP600 並びに ISBP681 は原則として ICC 日本委員会の作成による邦訳版を用いる。UCP600 第 2 条で定義されている用語、並びに UCP に固有の用語はイタリック体で示されている。考察の範囲は、英国のコモン・ローの領域に限定する。

## 2. フォーティス事件

### 2.1 原因取引と信用状

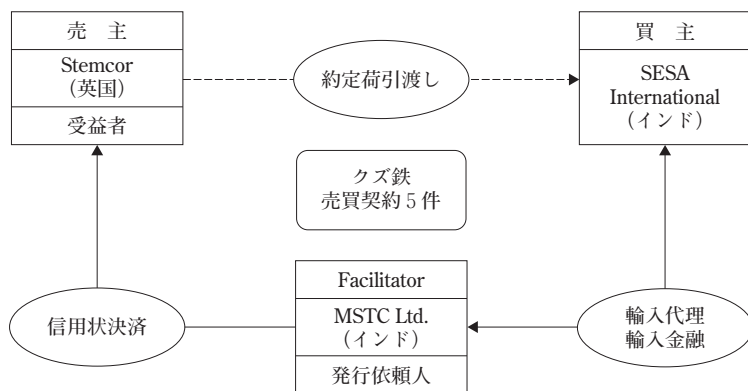
フォーティス事件の原因取引は、コンテナ詰めのカズ鉄の輸出入売買。原告は受益者並びに書類をオーナーした確認銀行（同時に指定銀行でもあった）；被告は書類のディスクレパンシーを理由に支払並びに補償を拒んだ信用状発行銀行である。

図－1 に原因取引に関わった Stemcor<sup>10)</sup>、MSTC Ltd.<sup>11)</sup>、SESA International

10) Stemcor は英国の鉄鋼関連原料・製品を取扱う専門商社。<http://www.stemcor.com/>参照。

11) MSTC はインド鉄鋼省傘下の政府系商社。カズ鉄の輸出統制機関として 1964 年に設立され、後に国の輸入窓口として、輸入規制の対象（「窓口商品」【canalized item】）となったカズ鉄の輸入を独占した。1992 年にインドが統制経済から市場経済に移行したのに伴いカズ鉄の輸入が自由化され、この機能が消滅したため、それまでの経験を活かし、バルク輸送される鉄鋼関連粗原料の輸入代理業に転じた。最近では e-market place を運営し、鉄・非鉄関連商品の国内販売・オークションも手掛けている。<http://www.mstcindia.co.in/>参照。

図-1 原因取引の関係者



Ltd. の三社相互の関係を図示した。この取引の売主は Stemcor、買主は SESA International Ltd. (以下「SESA」と言う)。この両者の間に政府系商社である MSTC Ltd. (以下「MSTC」と言う) が輸入代理人として介在し、総額約827万米ドルのクズ鉄の売買契約5件が締結された<sup>12)</sup>。価格条件は「US\$600.00/MT CFR CY, Haldia/Kolkata, India」<sup>13)</sup>、決済条件は「信用状付き書類一覧払い」【L/C at sight<sup>14)</sup>】。準拠ルールは、トレードタームズがインコタームズ

12) 契約条件について Stemcor と SESA は直接交渉をしたのか、MSTC を介して交渉したのかは不明。

13) 「インド、ハルディア/コルコタのコンテナヤード揚げ、運賃込み、1メトリック・トン当たり 600.00 米ドル」。「CFR CY」【Cost & Freight Container Yard】は、インコタームズ【Incoterms】2000 で表現するならば「CPT」【Carriage Paid To】とすべきところであろう。1980年に規定されたコンテナ輸送用のインコタームズが充分浸透していない一例である（参考：小林晃『ベーシック貿易取引第7版』、経済法令研究会、2010年）。

14) これは、“Draft payable at sight, drawn under an irrevocable letter of credit” または “Payment at sight against documents prepared under an irrevocable letter of credit”，あるいはこれらと同義の決済条件の短縮形として貿易業界で一般的に認識されている表現方法（UCP600のもとで発行された信用状はすべて取消不能となるので “irrevocable” は省略しても構わない）。

2000、信用状はUCP600。SESAは、MSTCを輸入代理人としてこの取引に介在させることにより、金融面で、ふたつの便宜を得ている。ひとつは、自らが信用状の発行依頼をした場合に銀行が行う信用審査と、担保差し入れなどの煩わしさから解放されること。もうひとつはMSTCが供与する輸入金融である<sup>15)</sup>。銀行の融資とは異なり、取引を前提とした商社の輸入金融は延払いを中心とした信用供与である点、SESAにとっては、コミッションと多少の追加金利を支払うことになるにせよ、それに見合うメリットがあったものと推察される。MSTCのこのような機能は日本の総合商社のそれに類似しているが、MSTCは取引に関わるリスク一切をSESAにヘッジしているものと考えられ、この点においては大きな一線を画する。これは信用状のなかでMSTCが自らを「Facilitator」と称していたことと、裁判においても買主【Buyer】はSESAであることを強く主張し、貿易取引契約の実質的な当事者であることを認めようとしなかったことから明らかである。Facilitatorの定義は不明であるが、その意味するところは、リスクは負担しないものの、政府系である立場を活かし、貿易取引に関わる様々な便宜【facility】を提供する推進者【facilitator】、と言うことであろう。

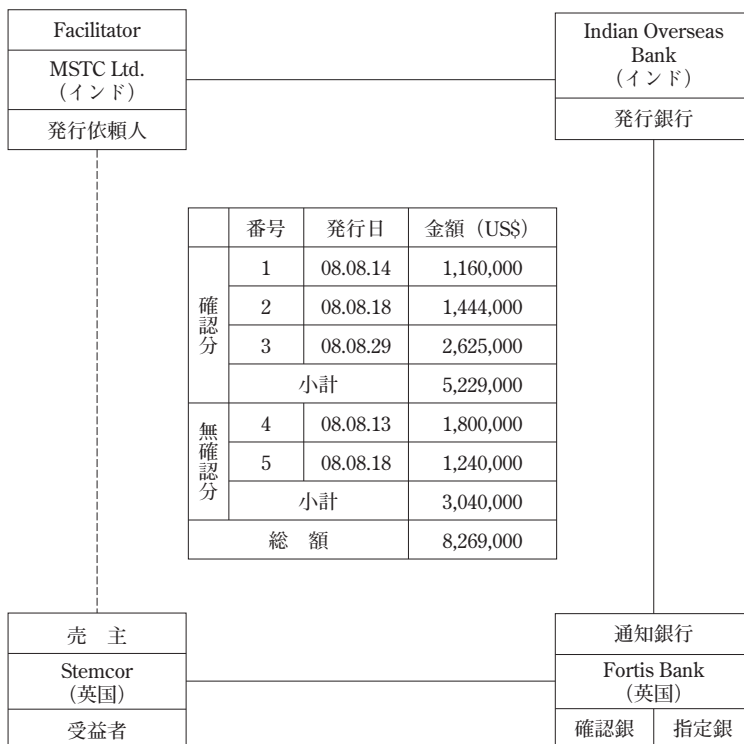
以上のような原因取引を背景に、MSTCが信用状の発行依頼人となり、インド海外銀行から、フォーティス銀行（ロンドン店）を通知銀行且つ指定銀行として、五件の契約に対応した五件の信用状が2008年8月13日から同年8月29日の間に発行された。これは図-2に示した通りである。

信用状の金額は、それぞれ船積み数量の誤差を許容する最大限度額であり、また各信用状は分割利用が可能であったことが法廷リポートから伺える<sup>16)</sup>。これらのうち、最初の3件の信用状に対し、受益者 Stemcor は、指定銀行

15) これは筆者の類推。証拠となる記述は法廷リポートにはない。

16) どの信用状に該当するのかわからないも、インド海外銀行は、Stemcorが支払を要求したUS\$161,316; US\$32,496; US\$335,990.40; US\$909,130.80には応じて然るべきであったと証言している。

図－2 信用状



であるフォーティス銀行に依頼をし、**確認**を取り付けている<sup>17)</sup>。フォーティス銀行は、この3件に関わる**呈示**をオーナー<sup>18)</sup>、**書類**をインド海外銀行に送

17) 信用状の SWIFT フィールド 49 には「Fortis は確認を加えても構わない」【Fortis may add confirmation】、更に SWIFT フィールド 47 には追加事項として、「受益者の要請とその費用負担によりこの信用状は確認され得る」【The L/C may be confirmed at the request and cost of beneficiary】とする指示が明記されていた。

18) 法廷リポートでは“negotiated and honoured”あるいは“honoured and negotiated”となっているが、UCP600、第2条の定義に従えば、正確には“honoured and paid”ということになる。

付し、補償を求め、残り2件については、書類を同じくインド海外銀行に送付し、Stemcor に対する支払を促した。しかし、インド海外銀行は、フォーティス銀行並びに Stemcor に対する債務の履行を、書類のディスクレパンシーを理由に拒絶。これを不当であるとして、フォーティス銀行と Stemcor はインド海外銀行を起訴したのであった。

## 2.2 ディスクレパンシーの理由

インド海外銀行が指摘したディスクレパンシーは多岐に亘っていて、呈示された書類毎に異なっていた。これは発行された5件の信用状それぞれの指示内容が必ずしも統一されていなかったためであろう。本論に関わりがあるのは第1番信用状、第2番信用状および第4番信用状である。

インド海外銀行はMSTCの指図により、これらの信用状に次の4つの指示内容を盛り込むことによって、書類を、買主であるSESAの名称に宛てて作成させることを意図したが、その効果が得られなかったため、充足された呈示ではなかったとして債務の履行を拒んだのであった。しかし、この裁判を担当したハンプレン判事【Justice Hamblen】は、意図した効果が得られなかったのは、これらの指示内容が曖昧であったためであるとして、インド海外銀行の債務の履行拒否は不当、との判断を下した。

指示(1) 第1番信用状「その他の条件」の第7項の次の追記部分<sup>19)</sup>

「MSTCはFacilitatorとして機能する。」<sup>20)</sup>

---

19) SWIFT フィールド47Aの7項追記

20) “MSTC will act as facilitator.”

指示(2) 第2番信用状「その他の条件」の第7項<sup>21)</sup>

「原産地証明書を除いたすべての書類は、買主、即ち、SESA International Ltd. 宛てに作成されていなければならない。」<sup>22)</sup>

指示(3) 第2番信用状「必要な書類」の第2項<sup>23)</sup>

「〔実勢運賃支払済み〕のゴム印が付され、荷受人をインド海外銀行の指図先、着荷通知先を発行依頼人と SESA International Ltd. とした、署名済みの船積済み船荷証券原本3通を全通。」<sup>24)</sup>

指示(4) 第4番信用状「必要な書類」の2項<sup>25)</sup>

ここには、船荷証券に記載すべき着荷通知先【notify party】として発行銀行（すなわちインド海外銀行）と発行依頼人（すなわち MSTC）が指定されていた。

これらの指示内容で、なぜ MSTC が意図した効果を得ることができなかったのであろうか。

指示(1)と指示(4)は商業送り状に関する指示であり、問題の性格は同じなので、ひとまとめにすると、これらは、〔一般的に発行依頼人は原因取引の

---

21) SWIFT フィールド 47A の 7 項

22) “All documents except for certificate of origin to be prepared in the name of the Buyer viz SESA International Ltd, 31 Shakespeare Sarani, Jasmine Tower, 6<sup>th</sup> Floor, Kolkata 70017.” SESA の住所は上記邦訳では省略した。

23) SWIFT フィールド 46A の 2 項

24) “Full set of 3/3 original shipped on board bills of lading stamped signed market freight prepaid consigned to order of Indian Overseas Bank International Business Branch 2, 2 Wood Street, Kolkata 700016, India and notify the applicant bank and SESA International Ltd, 31 Shakespeare Sarani, Jasmine Tower 6<sup>th</sup> Floor, Kolkata 70017, India.” インド海外銀行と SESA の住所は上記邦訳では省略した。

25) SWIFT フィールド 46A の 2 項



買主とみなされるが、ここでの MSTC は Facilitator あるいは着荷通知先に過ぎない], としか読めない。そのため Stemcor は MSTC の名称に宛てて書類を作成したが、インド海外銀行は指示が充足されていないとしてその受理を拒んだのである。しかし、ハンブレン判事は、指示が曖昧であったこと並びに、Stemcor が作成した書類は「発行依頼人の名称に宛てて作成されなければならない」とする UCP の規定に適合していたことを理由に、インド海外銀行の行為を不正と判断した。インド海外銀行は、この書類は「原因取引があたかも MSTC と Stemcor との間に成立したものであり、商業送り状の宛先も MSTC であるかのごとき印象を与え…原因取引の内容が正確に反映されていない」<sup>26)</sup>と評したが、こうなることを避けたかったのであれば、同行は書類の宛て先と買主名を、具体的且つ実務的に示さねばならなかったのである。詳しくは6.1節で述べる。

指示(2)は船荷証券に関わる実務的に明解な指示である。しかし、6.2節で詳しく述べるように、同じ信用状に示された指示(3)がこれと矛盾したため、両方の条件を同時には満足できない、という意味で指示を曖昧にしてしまった。これらの指示に対して Stemcor は、自らの判断で、指示(3)のみにもとづいた船荷証券を作成させ、フォーティス信託はこれを受理した。これに対し、インド海外銀行は指示(2)が実行されていないことを理由にディスクリパンシーを主張した。しかし、ハンブレン判事は、Stemcor とフォーティスの判断は「合理的な解釈」【reasonable construction】<sup>27)</sup>にもとづくものであったとして、インド海外銀行の主張を退けたのである。

---

26) 前掲 *Fortis* [2009] EWHC 2303 (Comm), para 24, p.231: Hamblen J said “all documents except the bill of lading appear to reference a sale between Stemcor and MSTC, with MSTC appearing as the party to whom the invoice is addressed, as the consignee, as the applicant for the certificate of quality, and as the addressee of the beneficiary’s certificate. IOB contends that this is inconsistent with the true commercial facts....”

27) 同上, p.227: Hamblen J said “Fortis/Stemcor acted on a reasonable construction thereof.”

実際にはどのような書類が、なぜそのように作成されたのだろうか。裁判に提出された証拠としての書類は公開されていないが、法廷リポートから推測することは難しくない。

6.1節の図－5に、書類のひとつである商業送り状の宛先と関連する部分を示したが、なぜそうなったかを明らかにするためには、まず、指示(2)にある「Sesa International Ltd. 宛てに作成」すべき書類とは何か、そして、書類の宛先を具体的にどのように表示しなければならないのか、ということを明らかにしておく必要がある。

### 3. 宛先を記載すべき書類

書類は、信用状の利用に必要とされるさまざまな単数の書類（以下「書類（単数）」と言う）を束ねたひとつのセットである。信用状の「必要な書類」の指示欄<sup>28)</sup>には、書類のひとつのセット【a set of documents】を構成すべきひとつひとつの書類（単数）が、そこに記載されるべき内容とともに示される。信用状を利用するためには、このセットが銀行に呈示されねばならない。発行銀行に指示内容を指図するのは発行依頼人である。一般的に、この指図は発行依頼人が記入する信用状発行依頼書（申込書）に具体的に示される。

指示欄に示されたひとつひとつの書類（単数）がなぜ必要であるかは銀行の関知するところではない<sup>29)</sup>。但し、書類のひとつのセットは、一般的に商業送り状<sup>30)</sup>、運送書類<sup>31)</sup>、保険書類<sup>32)</sup>、その他鑑定報告書【survey report】など、売買契約に関わる売主の義務が履行された証としての性格を有するさ

---

28) SWIFT フィールド 46A

29) 脚注 48, UCP600 第 5 条参照

30) UCP600 第 18 条

31) UCP600 第 19 条～25 条

32) UCP600 第 28 条

さまざまな書類（単数）と、原産地証明書など、輸入国において通関上必要とされるさまざまな書類（単数）とにより構成されている。

ここでの問題は、ひとつひとつの書類（単数）すべてに宛先を記載しなければならないのか、という点にある。必要はない、というのがその答えである。書類は、ひとつのセットとして信用状の指示内容が示されていれば充分である、とする原則が「ミッドランド銀行対シーモア」<sup>33)</sup>の裁判（以下「ミッドランド事件」と言う）で確立されているからである。

ミッドランド事件は1953年に、香港からハンブルグに向けて船積みされた羽毛（アヒル）の取引の信用状決済に関し、充足しない呈示であったことと、それにも拘わらず、書類をオナーした銀行は怠慢であったとして、支払を拒否した買主（同時に信用状の発行依頼人）のシーモア社に対して、発行銀行のミッドランド銀行が起こした裁判である。この取引は売主による詐欺（不良品質）であったが、独立抽象性の原則に立った裁判ではミッドランド銀行が勝訴した。

シーモア社の主張は、船荷証券に記載された商品明細が信用状の指示内容を充足していなかった、とするものであった。信用状は、船積された荷袋数（12袋【bale】）と1袋当たりの重量（約190ポンド）ならびに品質条件（純正羽毛85%）を書類に明示するよう指示していたが、船荷証券の商品明細欄にはこの記載が欠けていたためである。これに対し、この裁判を担当したデブリン判事【Justice Devlin】は、運送人が重量を担保することはできないため、船荷証券に重量が記載されていない例は多い；重量と品質は重量証明書と原産地証明書に示されている；価額は商業送り状に示されている、として、書類のセットを構成するひとつひとつの書類（単数）が相互に関連【link】していて一体性のあることが明白で、然るべき書類（単数）に、然

---

33) *Midland Bank Ltd. v. Seymour* [1955] 2 Lloyd's Rep. 147

るべき指示内容が記載されていれば充分であり、ひとつひとつの書類（単数）全てに商品明細が記載されている必要はない、との判断を下した<sup>34)</sup>。「信用状は…どの事項をどの書類に記載すべきかまでは言っていない」<sup>35)</sup>からである<sup>36)</sup>。

では、どの書類（単数）に宛先を記載すれば、セットとしての「～の名称に宛てて作成する」という指示を満たすことができるのだろうか。それは商業送り状であると考えられてきた。

#### 4. 商業送り状の宛先に関する規則

宛先を記載する書類（単数）が、商業送り状であると考えられてきた理由はふたつある。ひとつは、商業送り状の重要性が育んできた商慣習である。受益者（通常は売主）にとっての最大の関心事は商品代金の回収であり、その機能を果たすのが、請求書としての商業送り状である。商業送り状は、主要な書類のなかでも受益者自らが作成する書類（単数）<sup>37)</sup>として特異な地位を有するため、その重要性は言うに及ばず、そこに示された宛先が、書類そのものの宛先とみなされるようになった。

---

34) 同上, p.155: Devlin J said “...it is sufficient that the description should be contained in the set of documents as a whole and that the documents should each one be valid in itself and each be consistent with the other...”

35) 同上, p.151: Devlin J said “The letter of credit...does not say specifically which particulars are to be put in which documents.”

36) *Banque de l'Indochine et de Suez S.A. v. J.H. Rayner (Mincing Lane)* [1983] Q.B. 711 では、複数に分割された原産地証明書に、商品を特定する明示が無いことを理由に、一体性が否定された。商品特定の明示に関しては、*Bank Melli Iran v. Barclays bank (Dominion, Colonial & Overseas)* [1951] 2 Ll. L. Rep. 367 KBD で原則が確立されている（法廷リポート p.375 参照）。

37) 主要な書類のうち、受益者自らが作成する書類（単数）は商業送り状と包装明細書のみであり、他の書類（単数）は運送人（船荷証券）、保険会社（保険証券）、鑑定人（鑑定報告書）などの手による。

もうひとつの理由は、書類に関する UCP の諸規定のなかで、商業送り状に対してのみ書類の宛先を記載することがひとつの要件として規定されてきたからである。

UCP600 第18条 a 項は商業送り状につき、次の通り定めている。

- (i) 商業送り状は、受益者によって発行されたと見られるものでなければならない。<sup>38)</sup>
- (ii) 商業送り状は、発行依頼人の名称に宛てて作成されなければならない。<sup>39)</sup>
- (iii) 商業送り状は、信用状の通貨と同一通貨で作成されなければならない。また、
- (iv) 商業送り状は、署名される必要がない。

上記(ii)の原文中の「be made out in the name of～」は、それ自体が曖昧な表現であり<sup>40)</sup>、上記(i)と併せて解釈することで、はじめて「～の名称に宛てて作成する」の意味を持つ。ところが、商業送り状を作成する立場にある実務担当者たちは、多くの場合、UCPの規定に含まれるこのような曖昧さ、あるいは宛先の表示方法が実務的に明示されていない曖昧さなどには無頓着に、所与のフォーマットの商業送り状に疑問をはさむことなく、荷受人【consignee】の名称に宛てて作成することに専念してきた。

貿易用語としての「consignee」（または「consigned to～」）は、商業送り状や船荷証券に明細が記載された約定荷を運送人が引渡すべき「荷受人」を

---

38) 譲渡可能信用状の例外規定は省略。

39) 同上

40) これを直訳すると「～の名において」あるいは「～の名義で」である。従って、(ii)単独では「～を差出人として作成する」とも解釈できる。しかし、(i)で発行者（差出人）が規定されているため、この解釈は否定される。

意味し、書類の「送り先」を意味するものではない。但し、実務的には、書類中の船荷証券が無いと、約定荷の引渡しは原則として運送人に拒否されるので、最終的に書類は荷受人の手に渡っている必要があり、この意味で、荷受人を書類あるいは商業送り状の宛先とみなすことは、間違いではない。このようなことから、〔荷受人＝宛先〕が常識化して行った。

また、約定荷の代金を支払い、その引渡しを受けるのが買主であり、一般的に買主は信用状の発行依頼人であると考えられていることから、上記(ii)の規定の通り、書類あるいは商業送り状の宛先とすべき名称が発行依頼人とされたことは、当然の帰結であったと言えよう。

しかし、フォーティス事件の如く、当事者間の変則的な契約関係に、信用状の曖昧な指示が重なると混乱が起きる。商業送り状のサンプルを前に、この問題点を具体的に捉えてみよう。

## 5. 商業送り状作成の常識

商業送り状のフォーマットに関する国際的なルールはない。しかし、「国連・貿易と電子取引促進センター」<sup>41)</sup>（以下「国連 CEFACT」と言う）では、電子化を見据えた書類の世界的な統一化に向けた作業が進められてきた。図－3は、UNECE（国連欧州経済委員会）の貿易促進作業部会が策定し、商業送り状の標準フォーマットとして1983年に承認され、国連 CEFACTにより国連勧告第6号<sup>42)</sup>として発表されたものである。この商業送り状の、上から第三段目以下は、原産地、運送明細、数量・単価・請求金額を含む商品明細、包装明細、運賃・包装・保険などの諸費用を表示する部分である。ここは商業送り状のもっとも重要なコア部分であるが、本論の対象外なので無

---

41) United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business (UN/CEFACT)

42) UN/CEFACT, Recommendation No.6, *ALIGNED INVOICE LAYOUT KEY FOR INTERNATIONAL TRADE*, 1983

図－ 3 国連 CEFACT 商業送り状フォーマット  
INVOICE

Seller		Invoice date and No.	
		Other references	
Consignee		Buyer (if other than consignee)	
		Country of origin of goods	
Transport Details		Terms of delivery and payment	
Shipping marks ; Container No.	No. & kind of packages ; Goods description	Gross weight. kg	Cube. m3
Specification of commodities (In code and or In full)	Quantity	Unit price	Amount
	Packing	Included above	Not Incl. above
	Freight		
	Other costs (Specity)		
	Insurance		
	Total Invoice amount		

視する。焦点は殆ど議論の対象とならない上の二段にある。図－ 4 は、この上二段を抜き出したものであり、4つの空欄には筆者が説明用の番号を付した。

売主の名称とその住所を記載する箇所が①である。商業送り状に売主のレ

図-4 国連 CEFACT 商業送り状上二段  
INVOICE

Seller ①	Invoice date and No. Other references ②
Consignee ③	Buyer (if other than consignee) ④

ターヘッド用紙が使用されている場合、この空欄は利用されないのでは取り外される。ここに記載された者、あるいはレターヘッドに示された者は商業送り状の作成者であるとみなされる。譲渡可能信用状が発行された場合を除き、一般的に売主と受益者は同一視される。このことから、①に受益者の名称と住所が記載されるか、受益者のレターヘッド用紙が使用されることにより、「商業送り状は、受益者によって発行されたと見られるものでなければならぬ」とする UCP600 第18条 a 項(i)は満たされることになる。

②には、売主の送り状番号、作成場所および日付、売主契約番号および契約日などの参照事項が記載される。この部分の記載事項は論旨を左右するものではないので、以下の考察では省略する。

荷受人の名称と住所が記載されるのが③である。一般的に荷受人は買主であるとみなされている。また、4節で述べた通り、発行依頼人は一般的に買主であると考えられてきたため、〔荷受人＝買主＝発行依頼人〕の関係を軸に、③に荷受人の名称と住所が記載されることにより、「商業送り状は、発行依頼人の名称に宛てて作成されなければならぬ」とする UCP600 第18条 a 項(ii)は満足される。

注意すべきは、④の空欄とカッコ内の但し書き「荷受人以外の場合」【if other than consignee】である。このフォーマットは、これにより、③に記載された荷受人が買主と異なる場合、④にその買主の名称と住所を記載するよ



う設計されている。これに関わる問題点は後述するとして、ここで強調したいのは、この但し書きは通常〔荷受人＝買主〕とみなされていることを示すひとつの証である、ということである。

荷受人の名称を宛先とみなすことが商慣習化して行った背景には、一般的な原因取引の商業送り状からは、不要な④が外されるため、③以外に宛先らしき記載をする欄がなくなる、という事実もあったからに違いない。このようなことから〔荷受人＝宛先〕の関係は、常識として、フォーティス事件では議論の対象とはならなかったのであろう。

しかし、〔荷受人＝発行銀行あるいはその指図先；買主＝発行依頼人〕となる場合はどうであろうか。荷受人を発行銀行あるいはその指図先とする条件は、信用状発行後に発行依頼人の信用状態が悪化した場合に備え、発行銀行が約定荷の差し押さえを可能とするための手段のひとつとして使われる場合がある。すると、④の但し書きに従い、ここに発行依頼人の名称と住所が記載されると、宛先らしき記載が二つになる。しかし、指示通り荷受人として③に記載された発行銀行あるいはその指図先は発行依頼人ではないため、UCP600 第18条 a 項(ii)に対してはディスクレパンシーとなる。一方、④に記載された発行依頼人を宛先として考えると、UCP600 第18条 a 項(ii)は満足するが、〔荷受人＝宛先〕とする常識には馴染まなくなる。

以上のように、〔荷受人＝買主＝発行依頼人〕の関係が成立している時、常識に沿って商業送り状を作成しても宛先に関わる問題は発生しない。しかし、原因取引あるいは信用状発行条件が変則的である場合、それに応じた書類作成上の具体的且つ実務的な指示が信用状に明示されていないと、書類作成者は混乱に陥り、ディスクレパンシーの罫にはまりかねない。次にフォーティス事件に関わる曖昧な指示内容が、曖昧な規定と相まってどのような混乱を引き起こす可能性があったかを具体的に見ることにする。

## 6. 意図と指示の食い違い

### 6.1 商業送り状の矛盾

フォーティス事件で受益者（売主：Stemcor）が作成した商業送り状は、MSTC（Facilitator）が意図していた商業送り状とはどのように異なっていたのだろうか。一般的に使用されている商業送り状には、図－4で示した④の空欄はない。Stemcorが使用した商業送り状もこのようなものであったとすると、Stemcorが作成した商業送り状は図－5に示すようなものであったのに対し、MSTCが意図していた商業送り状は、図－6に示すようなものであったと考えられる。要は、荷受人欄にMSTCが表示されているか、SESAが表示されているかの違いである。

図－5 受益者作成の商業送り状  
INVOICE

Seller	Stemcor	Invoice date and No. Other references (省略)
Consignee	MSTC Limited 225-C, A.J.C Bose Road Kolkata 700020, India	

図－6 MSTCが意図した商業送り状  
INVOICE

Seller	Stemcor	Invoice date and No. Other references (省略)
Consignee	SESA International Ltd. 31 Shakespeare Sarani Jasmine Tower 6 <sup>th</sup> Fl. Kolkata 700017, India	

この違いがMSTCにとり、どのような効果をもたらすのであろうか。荷受人は、運送人から約定荷の引渡しを受け、通関をするなど、輸入に関わる通関・物流関連業務の責任を負うことになる。図-5の表示のもとではMSTCにそれが降りかかってくる。しかし、MSTCがSESAに提供しているサービスが金融面（2.1節参照）に限定されていたとすれば、荷受人とみなされることは避けねばならない。MSTCが図-6のような記載を求めた書類上の理由は、概ねこのようなことだったと推察される。

しかし、独立抽象性の原則のもとでは、このようなことは、書類に対する具体的で、実務に即した指示がない限り無視される。裁判でインド海外銀行は契約の実態を信用状に明記した<sup>43)</sup>と証言しているが、書類に対する実務的な指示でなかったため、UCP600第4条a項の規定により、何の効力も持ち得なかった<sup>44)</sup>。従って、「SESAを荷受人として商業送り状を作成しなければならない」というような具体的で実務的な指示に欠けていた第1番信用状および第4番信用状に対して、Stemcorが、図-5のような商業送り状を作成したことは、UCP600第18条a項(ii)への当を得た常識的な対応であったと言える。

仮に図-6のように作成していたら何が起こっていたであろうか。SESAは、原因取引においては買主であっても、信用状の関係者の枠外にある（図-1と図-2参照）ので、SESAを荷受人とするには、まず上述のような具体的且つ実務的な指示を要する。しかし、そうしたとしても、SESAは発行依頼人ではないため、今度は、UCP600第18条a項(ii)に対するディスクレパンシーになる、という矛盾を生むことになる。

国連CEFACTの商業送り状のフォーマットに習い、図-7のようにして

---

43) SWIFT フィールド46A（法廷リポートからは詳細不詳）。

44) UCP600第4条信用状と契約a項：「…たとえ契約へのなんらかの言及が信用状に含まれている場合であっても、銀行は、このような契約とは無関係であり、またこのような契約によりなんら拘束されない…。」全文は脚注47参照。

図－7 国連 CEFACT 商業送り状  
INVOICE

Seller Stemcor	Invoice date and No. Other references (省略)
Consignee MSTC Limited 225-C, A.J.C Bose Road Kolkata 700020, India	Buyer SESA International Ltd. 31 Shakespeare Sarani Jasmine Tower 6 <sup>th</sup> Fl. Kolkata 700017, India

いたらどうだろうか。一見 UCP600 第18条 a 項(ii)も、MSTC の意図も満足しているように見える。しかし、実はこれも矛盾だらけである。5 節で指摘した、二つの宛先の問題が発生する。更に、〔買主＝発行依頼人〕という一般的な認識に対して、SESA は原因取引の買主であっても、信用状の発行依頼人ではないという ディスクレパンシーに問われるリスクから逃れることはできない。

## 6.2 船荷証券の矛盾

第2番信用状の指示(2)と指示(3)は、船荷証券に関わるものである。国連 CEFACT は貿易用書類の標準フォーマットに関する第1号勧告を発していて、そのなかには船荷証券も含まれている<sup>45)</sup>。これは敢えて図示するまでもなく、ポイントは、荷主 **【shipper】**、荷受人 **【consignee】**、着荷通知先 **【notify party】** の三者が船荷証券に記載される関係者として登場する、ということにある。

既に2.2節で指摘した通り、指示(2)と指示(3)は矛盾している。原因箇所は、

45) United Nations, *United Nations Layout Key for Trade Documents 2002, Guidelines for Application, Informative Annex to Recommendation1*, United Nations, New York and Geneva 2002

指示(2)の、書類は「SESA International 宛てに作成されていなければならない」とする文節と、これに対する指示(3)の「荷受人をインド海外銀行の指図先…とする…船荷証券」が必要である、とする文節である。

指示(2)の問題文節は、商慣習的に、「SESA International を荷受人【consignee】として書類が作成されていなければならない」と読み替えることができる。しかし、指示(3)を同時に実行しようとする、この船荷証券にはSESA とインド海外銀行の指図先も荷受人欄に記載されることになり、衝突が起こる。

この衝突に対し、二者択一の判断を迫られた荷主（売主）の Stemcor は「インド海外銀行の指図先」【to order of Indian Overseas Bank】を荷受人欄に記載した。何故か。それは指示(3)が「インド海外銀行…の指図先を荷受人として」【consigned to order of Indian Overseas Bank...】と具体的に明示していたからである。明解な指示(3)に対し、具体的な表示方法に欠けた指示(2)は対抗できなかったのである<sup>46)</sup>。裁判はここで判断が下されたが、この先には議論されなかったディスクレパンシーの落とし穴がある。

書類の一体性を維持するため、指示(3)が商業送り状にも反映されると、書類を発行依頼人に宛てたことにならないためディスクレパンシーが発生する。このことは既に5節の最後に見た通りである。一方、反映させないと、一体性欠如のディスクレパンシーに問われる可能性が出てくる。仮に指示(2)を選択していたとしても同じような矛盾が起こる。このように曖昧な規則と曖昧な指示が同居すると書類作成者にとっては八方ふさがりの状況が発生するのである。

---

46) 指示(2)が無かったとすれば、Stemcor は指示(1)を「SESA を荷受人として…」と読み替えて、船荷証券の宛先はMSTCの意図した通りとなっていたであろう。

## 7. 曖昧な指示のリスク負担

### 7.1 厳格一致の原則

信用状決済を律する二大原則は、厳格一致の原則【the doctrine of strict compliance】と、独立抽象性の原則【the principle of the autonomy of credit】であることは言うまでもない。

独立抽象性の原則は UCP のなかで明文化され<sup>47)</sup>、更に書類取引性【documentary exchange】<sup>48)</sup>と言われている信用状決済の性質のなかに具体化されてきた。しかし、厳格一致の原則は UCP には明確に示されていない。UCP600 第 2 条の「充足した呈示」<sup>49)</sup>の定義のほか、第 7 条 a 項と第 15 条<sup>50)</sup>、第 14 条 a 項と b 項<sup>51)</sup>、第 16 条 a 項<sup>52)</sup>のなかにその実務処理上のルールとして見るこ

---

47) UCP600 第 4 条信用状と契約 a 項：「信用状は、その性質上、信用状の基礎となることのできる売買契約その他の契約とは別個の取引である。たとえ契約へのなんらかの言及が信用状に含まれている場合であっても、銀行は、このような契約とは無関係であり、またこのような契約によりなんら拘束されない。したがって、信用状に基づきオーナー (honour) すること、買い取ることまたはその他の債務を履行することの銀行の約束 (undertaking) は、発行依頼人と発行銀行または受益者との関係の結果として生じる発行依頼人の請求または抗弁 (claims or defences) には左右されない。受益者とは、いかなる場合にも、銀行間または発行依頼人と発行銀行間に存在する契約関係を援用することができない。」

48) UCP600 第 5 条書類と物品、サービスまたは履行：「銀行は、書類を取り扱うのであり、その書類が関係することのできる物品 (goods)、サービス (services) または履行 (performances) を扱うのではない。」

49) UCP600 第 2 条定義：「充足した呈示 (Complying presentation) とは、信用状条件、この規則の適用条文および国際標準銀行実務 (international standard banking practice) に合致した呈示をいう」。

50) UCP600 第 7 条発行銀行の約束 a 項：「規定された書類が指定銀行または発行銀行に呈示され、かつその書類が充足した呈示となることを条件として、発行銀行は、…オーナー (honour) しなければならない。UCP 第 15 条充足した呈示 a 項「発行銀行は、呈示が充足していると決定した場合には、オーナー (honour) しなければならない。b 項「確認銀行は、呈示が充足していると決定した場合には、オーナー (honour) または買い取らなければならない、かつ書類を発行銀行へ送付しなければならない。」c 項「指定銀行は呈示が充足していると決定し、かつオーナー (honour) または買い取った場合には、書類を確認銀行または発行銀行へ送付しなければならない。」

ができるだけである。国際商取引に関する権威ある書物とされている『Schmitthoff's Export Trade』<sup>53)</sup>では、これらをまとめて、「厳格一致の原則は、銀行には信用状の条件を満たさない書類を拒絶する権利がある、という法理を便宜的に表したものである」<sup>54)</sup>と定義している。

問題は厳格一致をどのように判定するかにある。UCPは、主に英国のコモン・ローとして育まれてきた一般原則を超越するものではなく、ISBPといえども、ありとあらゆるケースが網羅されている訳ではない。従って、判定に齟齬が生じた場合はコモン・ローの法源を辿り、個別に判断して行くことが求められる。

厳格一致の原則の法源として必ず採り上げられるのが「エクイタブル信託対ドーソン」の裁判である。このなかで判事を務めたサムナー男爵【Viscount Sumner】の、「ほとんど同一の書類であるとか、あるいは代用の効く書類などを受け容れることはできない」【There is no room for documents which are almost the same, or which will do just as well】とする見解は、今でも厳格一致の原則の拠り所とされている。

エクイタブル事件の争点は、約定荷であったバナラの種の品質の鑑定報告

51) UCP600 第 14 条書類点検の標準 a 項：「指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行は、書類が外見上充足した呈示となっていると見られるか否かを書類のみに基づき決定するために、呈示を点検しなければならない。」b 項「指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、および発行銀行は、呈示が充足しているか否かを決定するために、それぞれ、呈示日の翌日から起算して最長 5 銀行営業日（maximum of five banking days following the day of presentation）が与えられる。……」

52) UCP600 第 16 条ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告 a 項：「指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、または発行銀行が、呈示は充足していないと決定した場合には、その銀行は、オナーすること（to honour）または買い取ることを拒絶することができる。」

53) Murray, Carole et al. *Schmitthoff Export Trade: The Law and Practice of International Trade*, 11<sup>th</sup> ed., Sweet & Maxwell, 2007

54) 同上, p.192: “The legal principle that the bank is entitled to reject documents which do not strictly conform with the terms of the credit is conveniently referred to as the doctrine of strict compliance.”

書に署名をした鑑定人の人数にあった。信用状が、複数の鑑定人が検査に当たったことの証として、複数の「公認の専門家」【experts who are sworn brokers】の署名を指示していたのに対し、呈示された鑑定報告書には一人の【expert who is a sworn brokers】の署名しかなかったのである。サムナー男爵の上述の見解は、〔鑑定報告書はひとつなのだから、公認の専門家一人の署名で充分である〕とするような安易で便宜的な考え方を戒め、信用状で複数の専門家の署名を求めているのだから、その通りの鑑定報告書が用意されなければならない、ということの意味していた<sup>55)</sup>。

しかし、ことが全てこのように明解且つ画一的に判定できるはずがない。特に指示内容が曖昧である場合は、書類を取り揃える受益者側にも、それを点検する銀行側にも、何をもって充足された呈示となるのか、一定の解釈にもとづく判断が必要となる。

## 7.2 曖昧な指示に関する ISBP 規定

独立抽象性の原則は厳格一致の原則のいふなれば支柱である。銀行が関わり合うのは、あくまでも書類と信用状との関係であることを独立抽象性の原則が担保しているからこそ、銀行は、原因取引の如何に関わることなく厳格一致の原則を書類の点検に適用できる。

フォーティス事件は、この関係に留意せずに、債務の履行を拒絶したインド海外銀行に問題があったと言える。MSTCは原因取引に立脚した自らの独善的な考え方、あるいは思い込みをもとに指示内容をインド海外銀行に指図した結果、同行は〔原因取引に対する一致〕と、〔信用状の指示に対する一致〕が錯綜する厳格一致を求めることになってしまった。これが、MSTC

---

55) このディスクレパンシーは発行銀行が通知銀行へ、指示内容を暗号電信で送る際、複数の【experts】が、単数の【expert】に変換されてしまったことに起因する。エクイタブル信託はこの変換ミスが生んだ曖昧な指示の責任に問われ敗訴し、これが詐欺事件であったため、損害の一切を負担させられる羽目になった。



の指図に基づく信用状の指示内容が曖昧であると判断されたことの根幹にある。

曖昧な指示に対して法廷は、**受益者 Stemcor** の解釈は合理的であったとしてインド海外銀行の債務不履行を違法と判断したことは既に述べた通りである。このような「合理的な解釈」を是とする考え方は、ミッドランド事件のなかで、デブリン判事が示した次の見解のなかに表れている。

「正確には、代理人が曖昧な指示に基づいてある行為を実行した時、それが合理的な意味に鑑みたものであることを明らかにすることができれば、彼は過失を犯したことにはならない、ということであると考える。」<sup>56)</sup>

ディップロック卿 **【Diplock LJ】** は、この見解が、確立された原則であるとして、「シドニー商業銀行対ジャルサード社」の裁判で、これを引用した判断を下している<sup>57)</sup>。

ディスクレパンシーのリスクは、書類を作成あるいは取り揃える立場の**受益者（売主）** のみにあると考えられがちであるが、以上のような判例に

---

56) 前掲 *Midland* [1955] 2 Lloyd's Rep. 147, p.153: Devlin J said "The true view of the matter, I think, is that when an agent acts upon ambiguous instructions he is not in default if he can show that he adopted what was a reasonable meaning." ここで言う代理人とは、発行依頼人との関係における銀行のことを指している。発行依頼人と銀行とは、顧客とサービス提供者の関係にあり、代理関係にはない、とする異論もあるが、このことについて本論で追及することは避ける。詳細は、新堀聰『貿易売買』同文館、1990年、p.276～278 参照。

57) *Commercial Banking Co. of Sydney Ltd. v. Jalsard Pty. Ltd.* [1973] A.C.279, p.285～286: Diplock LJ said "It is a well-established principle in relation to commercial credits that if the instructions given by the customer to the issuing banker as to the documents to be tendered by the beneficiary are ambiguous or are capable of covering more than one kind of document, the banker is not in default if he acts upon a reasonable meaning of the ambiguous expression or accepts any kind of document which fairly falls within the wide description used."

支えられ、指示内容の曖昧さに対しては、*発行依頼人*がすべてのリスクを負わねばならない、と言うことが、ISBPの冒頭の「事前検討事項」の第二番目に次のように定められた。

「*発行依頼人*は、信用状の発行または条件変更の指図におけるあらゆる曖昧さから生じる危険を負担する。他に異なる明示がない限り、信用状の発行または条件変更の依頼は、信用状の利用を可能にするための必要な方法、または望ましい方法で信用状の記載事項を補完し、またはよりよいものにするを*発行銀行*に授権することである」。

英国のコモン・ローとして確立された、指示の曖昧さに対するリスク負担の原則が、ISBPに明文化されたことの意義は大きい。フォーティス事件は、正にこれに該当するケースであった。しかし、このこととは別に、この内容には気がかりな点はいくつかあるので、それについて次に付言する。

### 7.3 ISBP 規定の運用

前述のISBPの規定の後段は、*発行依頼人*の指示が不適切である場合、*発行銀行*はその一存で書き足したり、「よりよいもの」に書き換えたりすることができる、と読むことができる。これは危険である。「～*発行依頼人*の了解を得て補完し、またはよりよいものにするを*発行銀行*はできる」、とするのが本筋であろう。このままで一歩間違えると、独立抽象性を謳っているUCP600第4条a項と矛盾した事態を引き起こし、銀行は負担しなくても済むリスクを負担することにもなりかねない。エクイタブル事件(7.1節)で明らかとなった暗号の変換ミス<sup>58)</sup>は、見方を変えれば、意図したものでは

---

58) 脚注55参照。

なかったにせよ、銀行による書き換え、という事実には変わらない。エクイダブル信託はこのツケを支払わされたのである<sup>59)</sup>。

より大きな問題は、貿易の仕事に携わっていながら、UCPは知っているも、ISBPは、読んだことは愚か、その存在すら知らないビジネスパーソンが多いという実態である。これは毎日の通勤に山手線を利用しているビジネスパーソンが、「JR 東日本旅客営業規則」を知らないことに等しい。このような輸入取引の担当者は、信用状決済のルールに、うすら覚えのUCPを採用することを輸出先と合意し、銀行に信用状の発行依頼をすると、ISBPのこの規定により、場合によっては知らぬうちにとんでもないリスクを背負い込むことになる。しかも、ISBPの存在すら知らない場合は、「他に異なる明示」などできようがない。

もっとも大きな問題は、UCPとISBPを熟知しているはずの銀行担当者の対応である。信用状の発行依頼書に変則的な指示内容が記載されている時は、発行依頼人にその理由を問い、不適切であれば、「よりよいもの」を提案することにより *ディスクレパンシー* は回避できる。指示内容を銀行の一存で変えてしまうと、独立抽象性の原則の一線を越える危険性があるが、提案である限りは差支えなかろう。このような意味でインド海外銀行の対応は如何なるものであったのか興味をそそられるが、法廷リポートに記述はない。

## 8. 原因取引の実態

フォーティス事件の法廷リポートに記されていないもうひとつのことは、インド海外銀行が *補償・支払* の拒否に及んだ本当の理由である。これは原

---

59) 皮肉にも、UCP600では、第3条の冒頭で、「適用可能な場合には、単数形で表された語は複数形を含み、複数形で表された語は単数形を含む」と定められた。サムナー男爵が生きていたらひっくり返っていたことであろう。この規定により、名詞が単数の時は「one」、複数の時は「two」などの数詞を伴わせて具体的に記載しないと、曖昧さが問われる場合もある。

因取引の実行状況、あるいはそれを取り巻く状況の変化のなかに見出すことができるはずである。一般的に、ディスクレパンシーを理由とする債務不履行に関わる訴訟の背景には、原因取引に問題が発生している場合が多いからである。いくつかの事例をあげてみよう。

エクイタブル事件<sup>60)</sup>の原因取引は約定荷のパニラの種が、品質検査後に木片とか鉄片のガラクタにすり替えられて船積みされた、という詐欺事件であった（詐欺犯は逮捕された）。書類が発行銀行に到着した時点で詐欺が発覚し、買主は何とかして損害を防ぐために、ディスクレパンシーを理由に代金の支払いを拒んだのである。

ミッドランド事件<sup>61)</sup>も同じような原因取引に関わる詐欺が背景にある。品質が保証されていたはずの約定荷の羽毛が全く使いものにならないものであったことが、中継港での検査で判明した（詐欺犯は高跳び）。買主は、既に割引かれた為替手形の支払いを拒むべくディスクレパンシーを主張したのである。

「イラン・メリ銀行対バークレー銀行」<sup>62)</sup>の裁判の原因取引は、第二次大戦後間もない1946年に、アメリカ軍がヨーロッパで払い下げた中古のトラック100台を、発行依頼人である買主が、新車としてイラン市場で売り捌こうとしたものである。買主は、目的達成のため、これが「新車」であることを不正に証明する書類を得ようとしたが、それが入手できないことが分かり、ディスクレパンシーを理由に、仕向港に到着した約定荷の引き取りと支払

---

60) 判断については脚注 55 参照。

61) 判断については 3 節参照。

62) 前掲 *Bank Mellī Iran v. Barclays Bank (Dominion, Colonial & Overseas)* [1951] 2 Ll. L. Rep. 379 KBD。これは、信用状で指示した商品表示「new Chevrolet trucks」が文字通りに書類に記載されていなかったため、発行銀行（Barclays Bank）が呈示された書類を受理し、支払に応じたことは不当であると発行依頼銀行（Bank Mellī Iran）が訴えた裁判。発行銀行と発行依頼銀行の間には代理関係が認められる；発行依頼銀行は発行銀行の支払を止められたタイミングでアクションを起こしていなかったことは追認に等しいなどの理由により、発行依頼銀行が敗訴した。

いを、拒んだのである。

ディスクレパンシーを盾に、成約後、約定荷であったアルミニウムの市況が下落したため、約定荷の引き取りと支払いを拒否した例もある。「グレンコール・インターナショナル社対中国銀行」<sup>63)</sup>の事件がそれである。

以上のような事例の枚挙にとまはないが、このような事実が常に法廷レポートに明記されているわけではない。レポートのところどころに不規則に記された断片的な情報を集めて、推論することを要する。

重箱の隅をつつくように点検すれば、ディスクレパンシーのひとつやふたつを見つけることは困難ではない場合が多い。売主と買主がお互いに前向き且つ善意で取引をしている限りは、このようなディスクレパンシーは不問に付される。しかし、ディスクレパンシーは、原因取引に事故が発生したり、市況が急変したりした場合の損害を封じ込めるために、買主および／または発行銀行が債務履行を拒否する格好の理由となるのである。インド海外銀行が補償・支払を拒んだ背景にはどのような原因取引上の問題があったのだろうか。

MSTC が Facilitator としてこのような取引に関与したのは、これが初めてではなからう。同じパターンの国際商取引を数多く仕切ってきたはずであり、この事件で明らかとなったような信用状もそれと同数発行してきたはずである。この訴訟が起きるまで、原因取引に問題が発生しなかったのか、発生していたが裁判沙汰には至らなかったのか、この辺りは不明である。しかし、いずれにせよ6.1節で推定した、通関・物流関連業務の責任を負うことを避

---

63) *Glencore International AG v Bank of China* [1996] C.L.C. 95 CA. これは受益者 (Glencore) が作成した書類送付証明書に「original」の表示がなかったため、原本を要求した信用状の指示を充足していなかったとして、発行銀行 (Bank of China) が書類の受理を拒否したことを認めた裁判。UCP500 第 20 条 b 項 “...provide that it is marked as original...” の解釈。但し、その後 *Kredietbank Antwerp v Midland Bank plc* [1999] C.L.C. 1108 CA では、原本と認められる書類は、「original」の表示がなくても構わないとの判断が下された。UCP600 第 17 条 c 項参照。

けるために債務の履行を拒否したとは考え難い。そうであったなら、同じ問題が、訴訟には至らなかったにせよ、これ以前の取引においても発生し、信用状の指示内容もより適切なものに変えられていたはずだからである。

しかし、数多くこなしてきた同じパターンの取引に対して、このような信用状が発行されたのが初めてであったとすればどうだろうか。

SESA に信用不安があったため指示(3)が、たまたま第2番信用状に記載されたものと考えられる<sup>64)</sup>。政府系商社である MSTC に信用不安があったとは考えられないが、SESA にはあり得る。高騰する原料（クズ鉄）コストを、製品価格へ転嫁することが後手に回り、SESA の資金繰りを圧迫していたとしても、この当時としてはおかしくない。これは MSTC にとっても深刻な問題であり、第2番信用状をプロセスしたインド海外銀行の担当者の判断も加わり、全体の整合性が侵されることに構わず、機械的に指示(3)が、新たに加えられる形で記載されたのではないだろうか。第2番信用状の指示(3)と第4番信用状の指示(4)が矛盾していることがこのことを表している。

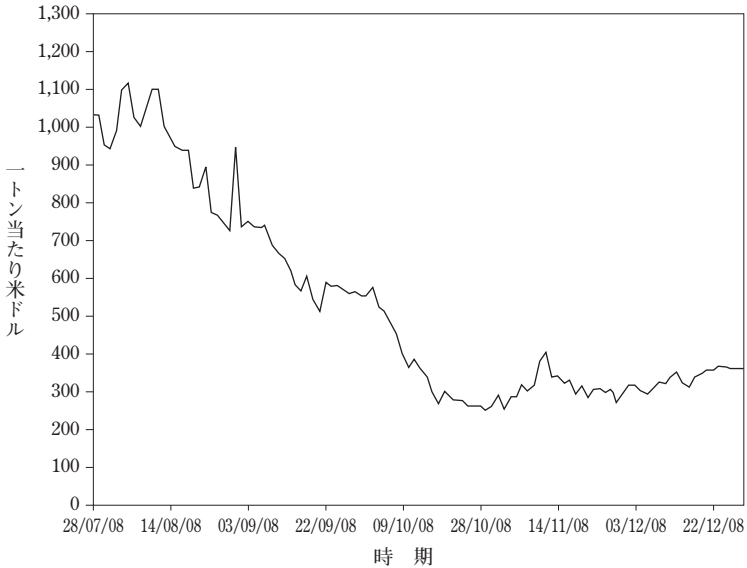
この可能性は、別の推察を生む。信用状が発行されたのは2008年8月中旬、売主の Stemcor が書類を呈示したのは船積後の同年10月中旬以降であった。この二ヶ月間に、2006年から上昇を続けていたあらゆる資源価格は、米国の住宅バブルの崩壊に続く、リーマンショック（2008年9月16日）により急落した。図-8は、鋼片<sup>65)</sup>【steel billet】のこの時期の欧州市場における価格推移を表している。鋼片価格は2008年6月末に1トン当たり1,200米ドルを超えるピークから、一時900米ドル以下に下落したが、2008年7月末に、1トン当たり1,100米ドルに反発。しかし、その後10月末には四分の一の、250米ドル台にまで暴落した様子がこの図にまざまざと映し出されている。クズ鉄

---

64) 脚注 42 参照。

65) 鉄鋼の半製品。鉄鋼関連市況を表わす代表的な指標商品。クズ鉄の価格はこの約 50%。2010 年 8 月の鋼片価格は 1 トン当たり 450～500 米ドル。

図-8 欧州市場 鋼片（ピレット）価格推移

2008年7月28日～2008年12月31日  
直物現金価格

出所：London Metal Exchange

の市況も同じ運命を辿った。このような市況の急変から察するに、SESA と MSTC は市況のピーク時に近いところで契約を締結し、リーマンショック後の市況急落により、それが余りにも高い買い物となってしまったため、Stemcor に契約のキャンセルを求めたが、断固拒否された。信用状が取消し不能であったことに鑑み、10月にStemcor が船積みを強行したため、SESA と MSTC は最後の手段として、インド海外銀行も巻き込んで債務の履行拒否に及んだものと考えられる。

以上のように理解すると、裁判で MSTC が自らを、Facilitator であり原因取引の買主ではない、と言うことを強調し続けたことにも得心が行く。

MSTC は、Stemcor と SESA の間にはさまり、契約キャンセルの交渉に伴うもめごとに関わり合うことを避け、損害をミニマイズすることを最優先したのであろう。

## 9. むすび

信用状決済は、売主（輸出者）にとっては代金回収のリスクが最も低い決済方法であると考えられている。しかし、落とし穴もある。まず、約束した期日までに信用状が未着で、買主（輸入者）から期限延長を要請された場合、売主は改めて買主の信用リスク【credit risk】に晒される。特に市場性のない特殊な約定荷の生産完了間近であったり、高価な原材料などが調達済みであったりする場合などそのリスクは大きく、売主としては決断に迷うことになる。しかし、取消不能な信用状を入手すると、売主は契約実行の絶対的な決定権を得る。次に、入手した信用状の内容に問題がないかどうか売主は見極めなければならないが、ディスクレパンシーのリスクは売主の見えないところに潜んでいる可能性がある。そして、通常ならば問題視されないような差異も、買主の事情が一変すると、ディスクレパンシーとして、買主の債務不履行を正当化するための理由に利用されることもある。要するに、契約締結から代金回収までに要する時間の経過のなかで起こり得る商取引環境の変化が、信用状の機能と厳格一致の原則の運用に少なからぬ影響を与え得る、ということである。

フォーティス事件は、信用状決済に関わるこのようなリスクを浮き彫りにした判例である。信用状は貿易に携わった先人たちが培ってきたツールであり、信用を担保する手段として今日、これに勝るものはない。この事件は、信用状の決済手段としての機能と信頼性を維持するには、その発行と利用に当たり、売主・買主・銀行、その他すべての関係者がより慎重な取り扱いをすること、並びに書類作成に関わる常識を見直す必要があることを訴える



警鐘として受け止めることができる。

(2010年盛夏)

### 参照判例

- Bank Melli Iran v. Barclays Bank (Dominion, Colonial & Overseas)* [1951] 2 Ll. L. Rep. 367 KBD
- Banque de l'Indochine et de Suez S.A. v. J.H. Rayner (Mincing Lane)* [1983] Q.B. 711
- Commercial Banking Co. of Sydney Ltd. v. Jalsard Pty. Ltd.* [1973] A.C. 279
- Equitable Trust Company of New York v. Dawson Partners, Ltd.* [1927] 2 Ll. L. Rep. 53, HL
- Fortis Bank SA/NV and Another v. Indian Overseas Bank* [2009] EWHC 2303 (Comm)
- Glencore International AG v Bank of China* [1996] C.L.C. 95 CA
- Kredietbank Antwerp v Midland Bank plc* [1999] C.L.C. 1108 CA
- Midland Bank Ltd. v. Seymour* [1955] 2 Lloyd's Rep. 147

### 参考文献

- アイゼマン／シュッツ橋本喜一訳『荷為替信用状の法理概論』（九州大学出版会，1994年）
- ICC『ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例 2007年改訂版』（国際商業会議所日本委員会，2007年）
- ICC『ICC 荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務 2007年 UCP600 対応』（国際商業会議所日本委員会，2008年）
- 浦野直義監修『輸出入と信用状取引』（経済法令研究会，2009年）
- 上坂西三『貿易慣習の研究』（千倉書房，1943年）
- 小林 晃『ベーシック貿易取引第7版』（経済法令研究会，2010年）
- 新堀 聰『現代貿易売買』（同文館出版，2001年）
- 新堀 聰『国際商取引とリスクマネジメント』（同文館出版，2004年）
- 新堀 聰『貿易売買』（同文館出版，1990年）
- 浜谷源蔵著，椿 弘次補訂『最新貿易実務補訂版』（同文館出版，2003年）
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編『貿易と信用状』（中央経済社，2010年）
- Collyer, Gary & Katz, Ron (editors): *Collected Docdex Decisions 2004-2008*, ICC Publishing, 2008
- Furmston, Michael: *Principles of Commercial Law*, 2<sup>nd</sup> ed., Cavendish Publishing Ltd., 2001.
- ICC: *Commentary on UCP600*, ICC Services, 2007
- ICC: *Leading Court Cases on Letters of Credit*, ICC Publishing, 2004
- Malek, Ali & Quest, David: *Jack: Documentary Credits*, 4<sup>th</sup> ed., Tottel Publishing, 2009
- McKendrick, Ewan (editor): *Goode on Commercial Law*, 4<sup>th</sup> ed., Penguin Books, 2010

Murray, Carole et al. : *Schmitthoff Export Trade : Law and Practice of International Trade*,  
11<sup>th</sup> ed., Thomson/Sweet & Maxwell, 2007  
Todd, Paul : *Bills of Lading and Bankers' Documentary Credits*, 3<sup>rd</sup> ed., LLP, 1998